

# 適正な国民健康保険の支出に協力を

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける人へ

厚生労働省からの通知に基づき、国保被保険者に対する柔道整復施術療養費（整骨院、接骨院での施術）の適正化への取り組み（啓発、患者調査など）を実施しています。

健康保険を使える症状と使えない症状があります

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを保管し、市や委託者から照会があれば、全額自己負担となり

① 保険が使えない場合  
骨折、脱臼の応急手当、打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ）

② 医師の施術同意書がある場合、保険が使えない場合



③ 保険が使えない場合  
医師の施術同意書がない

骨折、脱臼  
疲労や年齢が原因の肩こりや腰痛、体調不良など  
スポーツでの筋肉疲労  
過去に負傷して治った部位の痛み（古傷）  
神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み  
脳疾患後遺症などの慢性的症状  
保険医療機関（病院診療所など）で治療中のもの  
労災保険が適用となる

柔道整復師施術を受けるときの注意事項

● 負傷原因を正確に伝えて、健康保険が使えないかどうかの確認を外傷性の負傷でない場合や、負傷原因（いつ、どこで、何を、どんな症状があるのか）が労働災害、通勤災害に該当する場合は保険が使えます。また、交通事故などでの第三者行為に該当する場合は、国保医療課へ連絡してください。  
● 領収書は必ずもらいましょう  
平成22年9月の施術分

## 市国民健康保険 はり費及びきゅう費助成制度

- 対象 市国民健康保険被保険者
- 助成回数限度 1日1回、1カ月に10回
- 指定施術所 下表参照
- 助成金額（各施術所での支払金額から差し引く金額）  
▽1術（はり・きゅうのどちらか一方の施術）=490円  
▽2術（はり・きゅう両方の施術）=700円
- 施術の範囲 神経痛、神経まひ、神経けいれん、リウマチ、関節痛、筋けいれん、腰筋ねんざ、中枢疾患後遺症
- \* あんま、マッサージ、電気治療などは、助成の対象外
- 施術所への持参品 保険証、印鑑



市内の指定施術所	所在地	問い合わせ先
こうの鍼灸院	自由ヶ丘2-1-14	☎(35)0800
はぎお鍼灸院	土六1-3-29	☎(33)0015
ひらの整骨院	日の里8-3-10	☎(37)1558
ルネサンス東郷治療院	東郷4-1-21	☎(36)4319
健はり・きゅう・マッサージ療院	日の里1-10-102-107	☎(37)2789
宗像中央鍼灸院	城西ヶ丘4-1-3	☎(35)2113
潤明堂 宗像はりきゅう療養院	朝町2118-5	☎(33)6672
徳鍼堂 富地原治療院	富地原1496-1	☎(32)7611
木寅治療院	三郎丸2-1-15-2	☎(32)0911
(有)栄盛堂原町鍼灸マッサージ治療院	原町200-60	☎(37)3622
玄海鍼灸院	池田3116-114	☎(62)3986
コスモスはりきゅう整骨院	三郎丸2-1-21	☎(72)7480
中国鍼 仙祥院	富地原1570-1	☎(32)8198
ひだまり鍼灸院	日の里2-6-6	☎(37)0501
日吉丸はりきゅう院	大島969	☎(72)2283

問い合わせ先 国保医療課国民健康保健係 ☎(36)1363

**母子家庭等日常生活支援**  
市では、技能習得のための通学や、疾病などで一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施します。所得に応じた費用負担、事前登録必要。

● 対象 母子、父子家庭と寡婦の市民

**【母子寡婦福祉資金貸付】**  
県が、母子家庭の生活の安定、経済的自立の助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金

**【母子家庭等日常生活支援】**  
市では、技能習得のための通学や、疾病などで一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施します。所得に応じた費用負担、事前登録必要。

● 対象 母子、父子家庭と寡婦の市民

**【母子寡婦福祉資金貸付】**  
県が、母子家庭の生活の安定、経済的自立の助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金

**【①小・中学校 就学援助制度】**  
市内の小・中学校に就学し、経済的な理由で学用品費や給食費などを負担することが困難な場合、その費用の一部を児童・生徒の保護者へ援助します。

**【②高等学校等 奨学金制度】**  
高等学校か高等専門学校に在学する生徒で、経済的な理由で就学困難な生徒の保護者へ奨学金を支給します。

● 申請期間 6月10日（月）～同19日（水）  
\* 土・日曜日を除く  
\* 受付時間は午前8時30分～午後5時  
\* 同13日（木）は、午後7時まで（午後5時以降は必要書類発行窓口）

**【バス停名】**  
〔正〕宗像郵便局  
〔誤〕自由ヶ丘郵便局  
〔路線（ルート）〕  
〔正〕

問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050

仕事中や通勤中の負傷から、窓口支払いの領収書は無料で発行されています。領収書は必ずもらって保管し、医療費通知で金額と日数の確認をしてください。また、医療費控除を受けるときに領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

● 施術が長期になる場合は、医師の診断を受けましょう

この場合は、内科的要素も考えられますので、医師の診察を受けてください。

問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係 ☎(36)1363

**【就学援助・市高等学校等奨学金制度の申請受付開始】**  
● 申請に必要なもの  
① 申請書、印鑑、通帳（保護者名義に限る）  
\* 申請書は教育政策課窓口か、市HP [www.city-munakata.jp](http://www.city-munakata.jp/) / ↓ [www.city-munakata.jp](http://www.city-munakata.jp/) / ↓  
〔市内にお住まいの方〕で入手可  
\* 就学援助申請書は小・中学校でも入手可  
② 添付書類  
▽ 住民票謄本か外国人登録原票記載事項証明書  
\* 世帯主名と世帯全員の氏名、生年月日、続柄が記載されたもの  
\* 同一住所内で世帯分離している場合は、同一住所内全員が記載された住民票が必要（別世帯の住民票を取得する場合は委任状が必要）  
▽ 平成25年度所得証明書（平成24年中に所得があった人の分が必要）  
\* 源泉徴収票は不可  
▽ ひとり親家庭等医療証の写し（該当者のみ）  
▽ 在学証明書（市高等学校等奨学金申請者のみ）

は閉鎖されます。午後5時以降は正面玄関は閉鎖。警備員室入口から入ってください  
● 適用 4月にさかのぼって適用  
\* ただし、6月20日（木）以降に申請した場合は申請した月の翌月から適用  
● 申請に必要なもの  
① 申請書、印鑑、通帳（保護者名義に限る）  
\* 申請書は教育政策課窓口か、市HP [www.city-munakata.jp](http://www.city-munakata.jp/) / ↓ [www.city-munakata.jp](http://www.city-munakata.jp/) / ↓  
〔市内にお住まいの方〕で入手可  
\* 就学援助申請書は小・中学校でも入手可  
② 添付書類  
▽ 住民票謄本か外国人登録原票記載事項証明書  
\* 世帯主名と世帯全員の氏名、生年月日、続柄が記載されたもの  
\* 同一住所内で世帯分離している場合は、同一住所内全員が記載された住民票が必要（別世帯の住民票を取得する場合は委任状が必要）  
▽ 平成25年度所得証明書（平成24年中に所得があった人の分が必要）  
\* 源泉徴収票は不可  
▽ ひとり親家庭等医療証の写し（該当者のみ）  
▽ 在学証明書（市高等学校等奨学金申請者のみ）

教育政策課学務係 ☎(36)5099  
南郷地区「ミニコミュニティバス」のバス停・ルートの訂正  
3月15日号とあわせて配布した「ふれあいバス・コミュニティバス」ご案内改訂版に誤りがありました。おわびして訂正します。  
〔バス停名〕  
〔正〕宗像郵便局  
〔誤〕自由ヶ丘郵便局  
〔路線（ルート）〕  
〔正〕

【おわびと訂正】 広報紙3月15日号8ページ「立川らく朝さんが教えてくれた笑えて役立つ健康法」の中で、来場者の名前に誤りがありました。おわびして訂正します。  
〔正〕 光嶋博江さん 〔誤〕 光嶋博江さん  
問い合わせ先 国保医療課 ☎(36)1363